

3. 公的年金等控除の改正

- ①公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
- ②公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額に195万5千円の上限が設けられます。
- ③公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合には一律10万円を、2,000万円を超える場合には一律20万円をそれぞれ上記①②の見直し後の公的年金等控除額から引き下げられます。

年齢 区分 1月1日 現在	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額			
		改正前	改正後		
			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		区分なし	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳 未満	130万円以下	70万円	60万円	50万円	40万円
	130万円超410万円以下	$(A) \times 25\% + 37万5千円$	$(A) \times 25\% + 27万5千円$	$(A) \times 25\% + 17万5千円$	$(A) \times 25\% + 7万5千円$
	410万円超770万円以下	$(A) \times 15\% + 78万5千円$	$(A) \times 15\% + 68万5千円$	$(A) \times 15\% + 58万5千円$	$(A) \times 15\% + 48万5千円$
	770万円超1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 155万5千円$	$(A) \times 5\% + 145万5千円$	$(A) \times 5\% + 135万5千円$	$(A) \times 5\% + 125万5千円$
	1,000万円超		195万5千円	185万5千円	175万5千円
65歳 以上	330万円以下	120万円	110万円	100万円	90万円
	330万円超410万円以下	$(A) \times 25\% + 37万5千円$	$(A) \times 25\% + 27万5千円$	$(A) \times 25\% + 17万5千円$	$(A) \times 25\% + 7万5千円$
	410万円超770万円以下	$(A) \times 15\% + 78万5千円$	$(A) \times 15\% + 68万5千円$	$(A) \times 15\% + 58万5千円$	$(A) \times 15\% + 48万5千円$
	770万円超1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 155万5千円$	$(A) \times 5\% + 145万5千円$	$(A) \times 5\% + 135万5千円$	$(A) \times 5\% + 125万5千円$
	1,000万円超		195万5千円	185万5千円	175万5千円